

保護者各位

足立区立島根小学校
校長 世取山哲哉

学校納入金についてのお知らせ

日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。
本年度の給食費および教材費の引落金額等が決定いたしましたのでお知らせいたします。
皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 引落金額・引落日一覧

振替月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
振替日	5/15	6/5	7/5	8/7	9/5	10/5	11/6	12/5	1/5	2/5	
月分	4.5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	年額
1年	給食費	7,580	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	3,790	41,690
	教材費	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000	3,000				23,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	11,624	7,834	6,834	6,834	6,834	6,834	6,834	3,834	3,834	3,834
2年	給食費	7,800	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	42,900
	教材費	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000				17,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	10,844	6,944	6,944	5,944	5,944	5,944	5,944	3,944	3,944	3,944
3年	給食費	8,420	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	46,310
	教材費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000				21,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	11,464	7,254	7,254	7,254	7,254	7,254	7,254	4,254	4,254	4,254
4年	給食費	8,420	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	4,210	46,310
	教材費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500				21,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	11,964	7,754	7,754	7,754	7,754	7,754	7,754	4,254	4,254	4,254
5年	給食費	8,840	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	48,620
	教材費	3,000	3,000	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000			20,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	11,884	7,464	7,464	7,464	6,464	6,464	6,464	6,464	4,464	4,464
6年	給食費	8,840	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	4,420	48,620
	教材費	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000			23,000
	手数料	44	44	44	44	44	44	44	44	44	440
	合計	12,884	8,464	7,464	7,464	7,464	7,464	7,464	4,464	4,464	4,464

・予定されている欠食分（1年生：入学直後の給食のない5日分、5・6年生：自然教室3日分）は除算してあります。

・自然教室等で現金集金するものがある場合は、別途学年からご連絡いたします。

・ご登録いただいている足立成和信用金庫の口座へ、引落日の前日までにご入金下さい。

まだ口座を登録されていない方は、大至急登録をお願いします。

・保護者の皆様からお預かりした給食費は、食材（米、パン、牛乳、野菜、肉類、調味料等）の購入に使われます。（人件費、光熱水費
食器購入等の経費は区の負担）そのため、給食費の未納が続くと、食材の購入に支障をきたします。きちんと納入されている他の方のご
迷惑にもなりますので、必ずお支払いいただきますよう、あらためてお願い申し上げます。

2 給食費の多子世帯への補助制度

令和4年度と同様に足立区立小中学校に3人以上通う世帯を対象として、条件を満たす小学生の保護者様に対し「第2子は半額、第3子
以降は全額」を補助いたします。該当と思われる世帯に対し令和5年5月末頃に申請書等が送付される予定です。

詳細については申請書に同封されるご案内チラシや区のホームページでご確認ください。

3 就学援助等

就学援助とは、ご家庭の状況により、給食費や校外活動などに対して、区から補助金が支給される制度です。**申請は毎年必要**となります。**生活保護受給世帯であっても、あらためて区へ申請する必要があります。**申請される方は年度当初に配布した申請書を必ず投函してください。

昨年度、**就学援助の認定を受けていたご家庭**につきましても、**4月分より給食費の引落しを行います。認定後、納入済の給食費を返金**いたします。なお、その際、教材費の未納があった場合、返金する給食費から未納額を差し引くことがありますので、あらかじめご了承ください。

昨年度の**生活保護受給世帯については、当初から給食費の引落しは行いません。ただし状況に変更があった場合、遡って請求**する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4 給食費の返金等の取扱いについて

(1) 学級閉鎖等

インフルエンザ等の流行により学級閉鎖等が連続して4日以上にわたり欠食する場合は、学級閉鎖を**決定した日の翌日から起算して4日目（土日祝除く）以降**の給食費を返金します。

(2) 連続して4日以上欠食する場合

連続して4日以上にわたり欠食する場合は、**学校が届出を受理した日の翌日から起算して4日目（土日祝除く）以降**の給食費を返金します。

★欠食届のご提出をお願いします。

(3) アレルギー等、医師の診断に基づき除去(欠食)する場合

個別に注文数を変更できる飲用牛乳のみ返金します。（返金額 = 飲用牛乳単価×牛乳回数）

★飲用牛乳支給停止願いのご提出をお願いします。その他の食材の経費は返金できません。

(4) 月の途中の転出入

転出入した月の給食費は、食べた日数に1食単価を乗じた金額とし、過剰に徴収した分は返金します。

(5) 自然災害や事故による欠食及び遠足・社会科見学・職場体験等による欠食

原則として日々の給食の内容充実で対応し、返金はありません。

5 その他

・口座の変更があった場合は、新しい口座を再登録していただきます。

お手数ですが**口座振込依頼書**に、必要事項を記入・押印の上、学校へご提出ください。

・各届出様式が必要な方は、担任へご連絡ください。また、**★**のついた様式については、本校のホームページにも掲載されております。ご自宅での印刷が可能な方はご利用ください。

・未納の方には文書等で督促をしますが、**再三の督促に対して納入いただけない場合は**、区から支給される**児童手当から差し引く**などの手続きを進める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：教材費：職員室各学年担当 03-3884-0121

給食費・引落関係：事務室 03-3859-7739